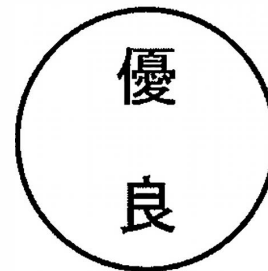


産業廃棄物収集運搬業許可証

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

松田産業 株式会社

代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 米 山 隆



複写禁止

許可の年月日 平成29年 2月27日

許可の有効年月日 平成36年 2月24日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、鉋さい、ばいじん

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

複写禁止

4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成 4年12月25日
(社名の変更 旧 マツダ貴金属工業 株式会社)
- ・更新許可年月日 平成 9年 2月25日
- ・変更許可年月日 平成10年 4月17日
(ガラスくず及び陶磁器くず(自動車破砕物を除く。)の追加)
- ・変更許可年月日 平成12年 2月16日
(汚泥、廃油の追加)
- ・更新許可年月日 平成14年 2月25日
- ・変更届出年月日 平成15年 7月24日
(代表者の変更 旧 松田 洋)
- ・更新許可年月日 平成19年 2月25日
- ・更新許可年月日 平成24年 3月16日
- ・変更許可年月日 平成24年 3月16日
(木くず、鋳さい、ばいじんの追加)
- ・変更許可年月日 平成27年 1月 6日
(紙くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)の追加)
- ・更新許可年月日 平成29年 2月27日
- ・優良基準適合認定 平成29年 2月27日
(許可の有効年月日が平成34年 2月24日から平成36年 2月24日に延長)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

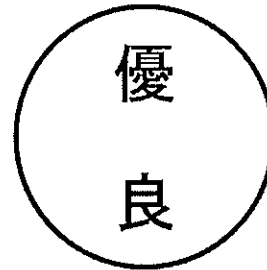
(平成29年 2月27日 更新許可)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

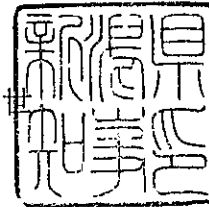
松田産業 株式会社

代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英 世



許可の年月日 令和 2年 7月 15日

許可の有効年月日 令和 9年 7月 7日

複写禁止

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）

廃水銀等、廃PCB等、PCB汚染物

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成10年 7月 8日
- ・更新許可年月日 平成15年 7月 8日
- ・変更届出年月日 平成15年 7月24日
(代表者の変更 旧 松田 洋)
- ・更新許可年月日 平成20年 7月16日
- ・変更許可年月日 平成22年12月 7日
(**廃PCB等、PCB汚染物の追加**)
- ・更新許可年月日 平成25年 7月23日
- ・優良基準適合認定 平成25年 7月23日
(許可の有効年月日が平成30年 7月 7日から平成32年 7月 7日に延長)
- ・変更許可年月日 平成29年 8月 4日
(**廃油**(ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、**廃酸**(有機リン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、**廃アルカリ**(有機リン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、**汚泥**(有機リン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、**廃水銀等**の追加)
- ・更新許可年月日 令和 2年 7月15日
- ・優良基準適合認定 令和 2年 7月15日
(許可の有効年月日が令和 7年 7月 7日から令和 9年 7月 7日に延長)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 2年 7月15日 更新許可)